

さなごうち

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

3²⁰¹⁶月号 | No.516



古代米ミソづくり

伝統のミソづくりを孫世代の子どもたちにも。
三世代そろって楽しく学ぶ♪ おいしくな~れ!!

人のうごき [平成28年2月29日現在] | 人口 2,495人(±0) 男 1,216人(+4) 女 1,279人(-4) 世帯数 951(+4)

【IP電話番号】 村役場代表 5000~5004 / 議会事務局 5005 / 教育委員会 5006 / 社会福祉協議会 5007
総務企画課 ☎679-2113 産業環境課 ☎679-2115 建設課 ☎679-2970
住民税務課 ☎679-2114 健康福祉課 ☎679-2971 保育所 ☎679-2217
議会事務局 ☎679-2152 社会福祉協議会 ☎679-2304 ©役場共通 FAX.679-2125
※土・日・祝日および夜間 ☎679-2111 I.P.5000~5004

【教育委員会】 ☎679-2817 FAX.679-2173



人事行政の運営などの状況を公表します

地方公務員法の一部改正により平成17年度から地方公共団体の職員の任用、給与、服務、勤務時間その他の勤務条件など人事行政の運営状況について公表することが、義務づけられています。佐那河内村職員の人事行政の運営などの状況についてお知らせします。

① 職員の任免及び職員数に関すること

(1) 職員数の状況（平成26年度分は教育長含む）

（単位：人）

（平成27年4月1日）

（単位：人）

区 分	平成26年4月1日 職 員 数	平成26年度中		平成27年4月1日 採 用 者	平成27年4月1日 職 員 数
		採用者数	退職者数		
	49	4	2	4	50

職 名	職 員 数
課 長 な ど	8
保 育 所 長	1
課長補佐など	18
主 任 保 育 士	1
係 長 な ど	6
主 事 な ど	10
保 健 師	1
保 育 士	3
用務員・調理員	2
計	50

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

（単位：人）

部 門	区 分	職 員 数		対前年度 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成26年度	平成27年度		
一 般 行 政	議 会	1	1		番号制度等準備、窓口業務拡大のための増
	総 務	10	12	2	
	税 務	4	4		
	民 生	10	10		
	衛 生	4	4		
	農 水	4	4		
	商 工	1	1		
	土 木	4	4		
	計	38	40		
特 設 公 営 企 業 な ど	教 育	6	5	△1	教育長調査対象外のための減
	計	6	5		
	水 道	1	1		
	下 水 道	1	1		
	そ の 他	3	3		
	計	5	5		
合 計		49	50	1	

② 職員などの給与の状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口(平成26年3月31日)	歳 出 額 (A)	人 件 費 (B)	人件費率 (B/A)
26 年 度	2,615人	2,498,879千円	424,322千円	17.0%

人件費とは特別職の給与、各種委員報酬、職員給与、退職手当組合負担金、共済費などをいいます。

(2) 職員給与の状況（普通会計予算）

（単位：千円）

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
27 年 度	45人	175,520	37,570	66,580	279,670	6,061

職員手当には退職手当を含まない。給与費は12月補正後の予算に計上された額。

(3) 特別職・議員の報酬（月額）

区 分	給料・報酬月額（平成26年4月1日）			期末手当支給割合
	減 額 後 給 料	条例での給料・報酬	差 額	
村 長	588,000円	735,000円	△147,000円	6 月期 1.40月分
副 村 長	533,700円	593,000円	△59,300円	
教 育 長	510,570円	549,000円	△38,430円	
議 長	—	260,000円	—	12月期 1.55月分
副 議 長	—	222,000円	—	
議 員	—	186,000円	—	

(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢

（平成27年4月1日）

	平均給料月額	平均年齢
一 般 行 政 職	310,600円	39.9歳
技 能 労 務 職	328,900円	56.0歳

※一般行政職とは、福祉職(保育士)、税務職、看護職(保健師)、企業職(簡易水道、集落排水)を除く、一般的行政事務に従事する職種です。

(5) 職員の初任給の状況

(平成27年4月1日)

区 分	行政職	技能労務職
高 校 卒	佐那河内村	142,100円
	国の制度	138,700円
大 学 卒	佐那河内村	163,600円
	国の制度	163,600円

(※試験区分により初任給は決定)

(6) 職員の経験年数別、平均給料月額状況 (平成27年4月1日)

区 分	経験10年以上 15年未満	経験15年以上 20年未満	経験20年以上 25年未満
一般行政職	286,100円	315,200円	353,200円

(7) 一般行政職の級別職員数の状況

(平成27年4月1日)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
職 員 数(人)	8	2	5	10	3	6	34
構 成 比(%)	23.5	5.9	14.7	29.4	8.8	17.7	100.0

(8) ラスパイレス指数の状況

(平成26年度)

区 分	一 般 行 政 職
国	100.0
佐 那 河 内 村	98.7

ラスパイレス指数は、一般行政職職員の給料月額から算出する数値で、国家公務員を100とした場合に、当該市町村の給与の水準がどのくらいであるかを表しています。

(9) 扶養手当の状況

(平成27年4月1日現在)

扶 養 親 族	配偶者が扶養親族の場合	配偶者が扶養親族でない場合	配偶者がいない場合
配 偶 者	13,000円		
子、父母などのうち1人目	6,500円	6,500円	11,000円
子、父母などのうち2人目	6,500円	6,500円	6,500円
16～22歳の子の加算	5,000円	5,000円	5,000円

(10) 通勤手当の状況

(平成27年4月1日現在)

	支 給 月 額
自家用車などの 利用者(片道)	2 km以上10km未満
	4,200円
	10km以上15km未満
	7,100円
	15km以上20km未満
	10,000円
	20km以上25km未満
	12,900円
	25km以上30km未満
	15,800円
	30km以上
	18,700円

(11) 期末勤勉手当の状況

(平成27年4月1日現在)

	6 月 期	12 月 期	計
期 末 手 当	1.225月分	1.375月分	2.6月分
勤 勉 手 当	0.75月分	0.85月分	1.6月分
役職段階別加算措置(3級以上)	有		

(12) 退職手当の状況

(平成27年4月1日現在)

種 分	勤 続 年 数			
	20 年	30 年	35 年	最 高 限 度
自 己 都 合	20.44500月分	36.10500月分	41.32500月分	49.59000月分
定 年・勤 奨	25.55625月分	42.41250月分	49.59000月分	49.59000月分

(13) 住居手当の状況

(平成27年4月1日現在)

区 分	
借家・借間居住者	月額23,000円の家賃などを支払っている職員…家賃の月額から12,000円を控除した額 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員…最高限度額27,000円

(14) 管理職手当の状況

(平成27年4月1日現在)

	手当額(6級)	手当額(5級)
管理または監督の地位にある職員に対しての支給	参事	60,000円
	総務企画課長	51,000円
	課長	42,000円
	主幹	33,400円
		課長 39,300円 主幹 31,500円

(15) 時間外勤務手当の状況

正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 ・時間外勤務1時間につき……当該職員の時間単価×100分の125 (22時から翌朝5時までの場合は100分の150) ・祝日法による休日及び年末年始の休日(1月1日～3日、12月29日～31日) ……当該職員の時間単価×100分の135 (22時から翌朝5時まで(深夜)の場合は100分の160) ・月60時間を超える時間外勤務に係る支給割合については、 100分の150(深夜は100分の175)

(16) 特殊勤務手当の状況 (平成27年4月1日現在)

手 当 名	手当額(円)
保 育 手 当	5,000
水 道 特 殊 勤 務 手 当	4,000
税 務 特 殊 勤 務 手 当	4,000
農業集落排水特殊勤務手当	4,000
野犬などへい死処理手当	1件 1,000

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

- ☆勤務を要する日…毎週月曜日から金曜日までの週5日間(国民の祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く)
- ☆1日当たりの勤務時間…午前8時30分から午後5時15分まで(午後零時から午後1時まで休憩時間)
- ☆1週間当たりの勤務時間…38時間45分

(2) 休暇制度

休暇の種類		休暇日数など
有給休暇	年次休暇	1年につき20日間
	公務上の負傷または疾病	その療養に必要と認める期間
	結核性疾患	1年を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間
	上記以外の負傷または疾病	3カ月を超えない範囲内でその療養に必要と認める期間
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限またはしや断	必要と認める期間
	風水害、火災その他の非常災害による交通しや断	必要と認める期間
	風水害、火災その他の天災地変による職員の現住所の滅失または破壊	1週間を超えない範囲内で必要と認める期間
	交通機関の事故などの不可抗力の事故	必要と認める期間
	公民権の行使	必要と認める期間
	骨髓液提供のための休暇	必要と認める期間
	職員の婚姻	5日の範囲内で必要と認める期間
	妊娠障害のため勤務することが著しく困難な場合	10日の範囲内で必要と認める期間
	職員の分べん	分べんの予定日前8週間目に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内において必要と認める期間
	職員の配偶者の分べん	2日の範囲内の期間
	通信教育における面接授業の受講	1年につき20日を超えない範囲内で必要と認める期間
	母子健康法第10条または第13条に規定する保健指導または健康診査を受ける場合	区分に応じ、4週間に1回から1週間に1回及び医師等の指示する時間
	夏季における盆などの諸行事、心身の健康の維持及び増進	7月から9月までの期間内で必要と認める期間
	心身のリフレッシュを図るため勤務しないことが相当と認められた場合	採用された日から起算して10年、15年、20年、25年、30年、35年または40年に達する日の属する年において連続3日の範囲
	生理休暇	3日を超えない範囲内で必要と認める期間
	職員が生後満1歳に達しない生児を育てる場合	1日2回(1回60分)
給付	父母、配偶者または子の法要	1日(配偶者及び1親等の血族に限る)
	就学前の子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年につき5日の範囲内の期間
	忌引	死亡者の区分に応じ、1日から10日の範囲内で必要と認める期間
	社会貢献活動	1年につき5日の範囲内の期間
無給	介護休暇	介護を必要とする1つの継続する状態ごとに、連続する6月の期間内で必要と認める期間

▼取得実績(平成27年)

調査対象職員数	年次休暇		病欠休暇取得日数	特別休暇取得日数	
	取得総日数	平均取得日数		忌引	婚姻
47人	413.47日	8.8日	124.44日	12.5日	3日

4 職員の分限及び懲戒処分

(平成26年度)

処 分 内 容		処分者数
分 限 処 分	免 職	0
	降 任	0
	休 職	0
	降 給	0
	失 職	0
懲 戒 処 分	免 職	0
	停 職	0
	減 給	0
	戒 告	0
	訓 告 など	0

5 職員研修の状況

(平成26年度)

研修区分	研修内容など	受講者数	場 所
一般研修	市町村吏員研修、課長級研修など	5人	徳島県自治研修センター
実務研修	法改正対応研修・パソコン研修など	13人	全国市町村国際文化研修所、徳島県自治研修センター

6 職員の福祉及び利益の保護の状況

▼福利厚生制度に関する状況

(平成26年度)

区 分	受診者数
人 間 ド ッ ク	14人
脳 ド ッ ク	2人
定 期 健 康 診 断	50人

区 分	金 額
職 員 研 修 会 補 助 金	170千円

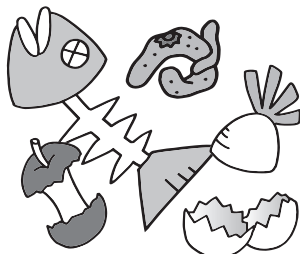
生ごみの収集について

これまで「生ごみ」は、各ご家庭にて処理をお願いしていましたが、平成28年4月5日から、家庭から出る「生ごみ」の**分別収集**を開始します

出せるもの

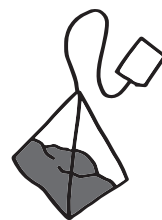
調理生ごみ（野菜・果物などのカットくず）
残飯（食べ残し）
卵の殻、魚や肉の骨

- 水切りを充分に行ってください
- 三角コーナーの水切りネットやビニールに入れたまま出してください



紅茶などのティーバッグ
茶がらやコーヒーがら

- 水切りをしてビニールなどに入れてください
- コーヒーはフィルターごと出しても大丈夫です



未開封の 不要食品

- （古くなってしまったものなど）：容器包装から取り出し、中身を出してください
- 缶詰や瓶詰めは中身を出してください

出せないもの

割りばし、竹串、つまようじ、ラップ、プラスチックスプーン、チューブに入ったもの、たばこの吸い殻など ※可燃ゴミとして出してください

出し方の ポイントと 収集場所

- ① 各家庭において、生ごみは十分に水切りし、収集日までバケツなどで生ごみを溜め置く
- ② 可燃ごみと区別して火曜日の11時から水曜日11時までに透明か半透明のごみ袋で排出する
- ③ 追上駐車場の集積所（可燃ゴミ集積所のすぐ横）

4月13日(水)

**粗大ゴミ・家電ゴミ
粗大廃棄物・廃家電製品収集日**

■時 間 8:30～11:00

■場 所 追上駐車場

（粗大廃棄物・廃家電6品目）

■手数料 粗大廃棄物：200～2,000円程度
 廃家電製品：右のとおりです
 ※メーカーによって異なります。

※パソコン・ノートパソコンなどは、収集できません。パソコン・ノートパソコンなど廃棄する場合は、破棄するパソコンメーカーのリサイクル受付に連絡してください。パソコン・ノートパソコンなどの廃棄については、(社)パソコン3R推進協会 HP でご確認ください。

家電リサイクル法に基づく 家電製品処理料金（参考目安）

（リサイクル料・運搬費・消費税・郵便振替手数料含む）

テレビ	5,206円	洗濯機	4,882円
冷蔵庫	7,258円	エアコン	3,910円
冷凍庫	7,258円	衣類乾燥機	4,882円

※業務用の冷蔵庫などの処理は対象外になりますので、事業所で処理してください。ただし、家庭用の冷蔵庫などを業務用として使用している場合には対象となります。判別のつかない場合は型名や型番をご確認の上、各製造業者にお問い合わせください。

佐那河内クリーン対策協議会・佐那河内村

ずっと使う番号だから、「マイナンバー」は大切に!!

昨年の広報4月号から連載をしてきましたマイナンバー情報は、今月号で終了します。
今後も随時、マイナンバーに関する情報をお知らせしていきます。
今月号では、これまでのマイナンバーに関する情報をポイントとしてまとめました。

●マイナンバーに関するポイント●

●みなさん一人ひとりのマイナンバーは、「通知カード」でお知らせしています

通知カードは、世帯ごとに、簡易書留で配達しています。
今一度ご確認ください、紛失することのないように大切に保管してください。

●「マイナンバーカード」は、簡易書留に同封の申請書で申請できます

マイナンバーカードは、個人の自主的な申請に基づき交付されるものです。
2月末現在、村内では約150人がマイナンバーカードの申請をしています。
申請書に申請日を記入し、記名押印のうえ顔写真を貼付して、簡易書留に同封の返信用封筒で郵送してください。
※初回の手数料は無料です。

●申請した「マイナンバーカード」は、役場でお渡しします

マイナンバーカードができあがりましたら、役場から受け取りの案内（予約制）をします。
原則本人が、必要書類をお持ちになり受け取りにお越しください。

●「通知カード」「マイナンバーカード」をなくしたら？

紛失や盗難にあったときは、総合フリーダイヤル（無料）0120-95-0178に電話し、利用の一時停止をしてください。また、外出時に紛失したときは、警察で遺失届をしてください。
利用の一時停止、遺失届をした後に、役場へご連絡ください。

●住所、氏名が変わったら、「通知カード」「マイナンバーカード」の記載内容の変更が必要です

転入、転出、転居の届出や氏名などに変動が生じる戸籍の届出をされるときは、カードに最新の情報を記入する必要がありますので、届出の際には通知カードまたはマイナンバーカードを必ずご持参ください。

●社会保障、税、災害対策の分野の手続きで、マイナンバーの提示が必要です

税の申告は、平成28年中の所得の申告からマイナンバーの提示が必要になります。
マイナンバーを提示する際には、通知カードまたはマイナンバーカードと本人確認書類が必要です。※マイナンバーカードは1枚で、マイナンバー確認と本人確認ができます。

●マイナンバー制度に便乗した詐欺に注意してください！

マイナンバーの利用手続きなどで、国や自治体の職員が電話でマイナンバーを聞いたり、訪問して家族構成、資産などを聞くことはありません。また、金銭を要求することはありません。
少しでも不安を感じたら、消費者ホットライン☎188または警察、役場にご相談ください。

マイナンバー制度に関するお問い合わせは

●総合フリーダイヤル 0120-95-0178（無料）

※一部IP電話などで上記ダイヤルにつながらない場合は

▶制度に関すること 050-3816-9405(有料) ▶カードに関すること 050-3818-1250(有料)

●外国語対応のフリーダイヤル

▶制度に関すること 0120-0178-26

▶カードに関すること 0120-0178-27

●開設時間 平日9:30~22:00 土日祝日9:30~17:30（年末年始を除く）

※平成28年4月1日以降は、平日9:30~17:30（土日祝日・年末年始を除く）
カード利用の一時停止は、24時間365日対応しています。



平成28年度 固定資産課税台帳の縦覧・閲覧

【縦覧について】

期 間▼ 4月1日～5月30日

平日の8時30分～17時

縦覧対象者▼「土地価格等縦覧帳簿」村内に所在する土地の固定資産税納税者・「家屋価格等縦覧帳簿」村内に所在する家屋の固定資産税納税者

縦覧場所▼住民税務課

審査申出期間▼固定資産課税台帳に価格等を登録した旨が公示された日から納税通知書の交付を受けた日後60日までの間

【閲覧について】

閲覧を求めることができる者▼固定資産税の

納税義務者、土地について賃借権その他の使用または、収益を目的とする権利を有する者、家屋について賃借権その他の使用または、収益を目的とする権利を有する者

閲覧に際してのお願い▼納税通知書、課税明細書、または運転免許証などご本人の確認ができるものをご持参ください。

また、納税義務者でない人で前述の「閲覧を求めることができる者」に該当する人は、それらを証するもの（賃貸借契約書など）をご用意ください。

代理人として来られる場合は委任状。閲覧は1年中できますが、有料です。縦覧期間中は手数料が無料となります。

お問い合わせ▼住民税務課

原付や軽四輪 廃車や名義変更は 3月31日まで

バイクや軽四輪自動車などの軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者（使用者）に課税されます。原動機付自転車や、軽四輪などをすでに使用していなかったり他人に譲っている人、または住所を変更された人は、3月31日までに必ず所定の手続きをしてください。廃車、名義変更などの手続き場所と必要書類は次のとおりです。

車 種	手 続 き 場 所	必要書類
原動機付自転車と 小型特殊自動車	村役場住民税務課 電話679-2114 IP5000～5004	本人の印鑑、 プレート(廃車)
軽四輪自動車	徳島県軽自動車協会 徳島市応神町応神産業団地1番地3 電話050-3816-3123	詳しくは 左記へ
軽二輪(126cc～250cc) 小型二輪(251cc以上)	四国運輸局徳島運輸支局(応神町庁舎) 徳島市応神町応神産業団地1番地1 電話050-5540-2074	詳しくは 左記へ

3月末までに消費税および地方消費税の申告および納付期限を迎える事業者の皆さんへ

- 消費税の課税事業の申告期限と納付期限が近づいています。
- 申告と納税は期限内にお願いします。
- 期限内納付のために納税資金の積立てを!!

国税専門官募集

●受験資格

- 1 昭和61年4月2日～平成7年4月1日生まれの人
- 2 平成7年4月2日以降生まれの者で、次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

●受験申込受付期間

インターネット申込

<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>

平成28年4月1日(金)午前9時～4月13日(水)

〔受信有効〕

郵送又は持参による申込(※インターネット申込ができない場合のみ)

平成28年4月1日(金)～4月4日(月)

〔4月4日(月)までの通信日付印有効〕

●採用予定数

別途、人事院ホームページに掲載します。

<http://www.jinji.go.jp>

●お問い合わせ先

徳島税務署総務課まで 電話622-4131

介護予防 日常生活支援総合事業の (新しい総合事業) ごあんない

平成28年
4月から
始まります!



ここが変わります!

- 介護保険制度の改正に伴って、地域支援事業における介護予防事業を見直し、これまで介護予防給付で行われていたサービスを一部移行する**介護予防・日常生活支援総合事業**(新しい総合事業)が平成28年4月より始まります。

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業
(新しい総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業

+

一般介護予防事業

包括的支援事業

任意事業

- 地域支援事業の「包括的支援事業」に認知症施策推進などの新たな取り組みが加わります。

お問い合わせ ■ **健康福祉課** または **佐那河内村地域包括支援センター** ☎679-3383

子宮頸がん検診・乳がん検診のお知らせ

徳島市内などの医療機関にて検診を実施します。検診希望者は、検診に必要な書類などを送付するため、事前に健康福祉課までお申し込みください。

	子宮頸がん検診	乳がん検診
対 象 者	20歳以上の村民	40歳以上の村民
負 担 金	1,200円	1,500円
検 診 医 療 機 関	検診に必要な書類送付時に、検診可能な医療機関名簿を添付します。 名簿をご確認の上、受診してください。	
検 診 期 間	平成28年3月15日(火)から3月31日(木)まで	

※2年に1回の受診が標準です。

被保険者証の変更について

平成28年4月1日より国民健康保険業務システムの変更に伴い、被保険者証が一人ずつのカードに変わります。

現在お持ちの被保険者証は有効期限（3月31日）までお使いいただき、4月1日からはカード様式の被保険者証をお使いいただくこととなります。

なお、被保険者証の更新については例年どおり役場健康福祉課の窓口にて3月31日までの古い被保険者証と交換し手渡しで交付させていただきますが、古い被保険者証をお返ししていただくことが困難な場合は、ご自分でハサミなどで細かく切り刻み処分してください。

国民健康保険被保険者証

有効期限 平成 29 年 3 月31日

記号・番号 佐那河内・50-001

氏 名 徳島 太郎

生 年 月 日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性 別 男

住 所 徳島県名東郡佐那河内村〇字〇〇ZZ 番地

取得年月日 平成△△年△△月△△日

交付年月日 平成 28年 4 月 1 日

世帯主氏名 徳島 太郎

保険者番号 360073 保険者名 佐那河内村

保険者住所 徳島県名東郡佐那河内村下字中辺71番地1

更新期間 3月22日(火)～3月31日(木) (土・日・祝日除く)

※この期間を過ぎても、随時更新はできますが、現在使用している被保険者証の有効期限は3月31日までとなっており、4月1日以降は使用できなくなりますので、ご注意ください。

● 3月は「自殺対策強化月間」です ●

全国では、毎年約3万人が自ら命を絶っています。

自殺の原因で多いのは、健康問題、経済・生活問題、家族問題などで、それらの問題により心理的に追い込まれた状態から起こることが多いようです。亡くなった人の多くが自殺する前に「うつ病」などの病気を抱えていたことがわかっています。ストレスや不眠などで心が疲れると誰でも「うつ病」になる可能性があります。

自分自身の変化に気づいたら一人で悩まず、早めに医療機関を受診するか、電話相談を利用しましょう。また、周囲に心の問題で悩んでいる人がいたら、専門医につなぎ、見守っていくことが大切です。

自殺予防のための行動 ～4つのポイント～

気づく

「眠れている?」「食欲はある?」「何か困っていることがある?」など自殺のサインに気づいたら、ひとこと声をかけてみましょう。

傾聴する

悩みを話してくれたら、相手の気持ちや話すペースを尊重しましょう。励ましたり、助言したり、叱ったりせず、相手を大切に思う自分の気持ちを伝え、まずは聞き役に徹しましょう。

つなぐ

話を聞いた後、専門家の助けが必要だと感じたら、早めに公的相談機関、医療機関等に相談するよう促しましょう。相談を受けた人も一人では抱え込まず、プライバシーに配慮した上で（本人の了解を得て）、相談窓口へ連絡しましょう。

見守る

温かく寄り添って見守りましょう。一人に対応するのではなく、家族や地域、職場、専門機関が継続して協力しあいましょう。

会社を退職された人へ

国民年金の手続きはお済みですか？

国民年金の届出が必要です！

- 20歳以上60歳未満の人は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金（または共済年金）から国民年金への変更の届出が必要です。

会社を退職された人に扶養されている配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。

○**手続きについて** 役場の国民年金担当窓口で手続きしてください。

○**手続きに必要なもの** 年金手帳

○**保険料額** 国民年金の保険料（定額）は、月額15,590円（平成27年度）です。

※退職と同時に会社員（または公務員）の配偶者に扶養される場合は、配偶者の勤務先への届出が必要です。

保険料の免除制度があります！

- 保険料を納めることが困難な場合、全額または一部（4分の1免除、半額免除、4分の3免除）の保険料が免除になる制度があります。

メリット ① 退職（失業）の場合は、退職された人の所得を除外して審査！

通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）時の免除申請は、退職された人の所得が審査の対象から除かれます。

メリット ② 保険料を一部納付したのと同じ！

全額免除になった期間の年金額の計算は、保険料を納めた場合と比較して2分の1になります。

メリット ③ 万が一の際にも確かな保障！

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの保障もあります。

○手続きについて

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、役場の国民年金担当窓口または年金事務所へ提出してください。

申請が遅れても最大2年1か月前までの免除申請をすることができますが、申請が遅れると万が一の際に障害年金などを受け取れない場合や退職（失業）時の免除審査の特例（退職された人の所得を除外して審査）が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

○手続きに必要なもの

- ① 国民年金保険料免除・納付猶予申請書（申請書は手続き先の窓口にあります）
- ② 年金手帳
- ③ 雇用保険受給資格者証の写しなど、失業していることを確認できる公的機関の証明の写し

免除された期間の年金はどうなるの？

- 全額免除期間の老齢基礎年金額は、保険料を納めた場合の2分の1で計算されます。
- 免除期間の保険料は、10年以内であれば、あとから保険料を納めること（追納）ができます。
 - ・老齢基礎年金を受けられている人は追納することができません。
 - ・追納をご希望のときは、お近くの年金事務所にご相談ください。

国民年金は3つの年金であなたをサポートします！

- 老齢基礎年金** 平成27年度年金額 780,100円（満額）
 - ・20歳から60歳までの40年間、全期間保険料を納付された人は65歳から満額の老齢基礎年金を受け取ることができます。
 - ・お勤めしていた期間の年金は、老齢厚生年金として受け取れます。
- 障害基礎年金** 平成27年度年金額 975,100円（1級） 780,100円（2級）
 - ・国民年金に加入中の病気やケガにより、障害の状態にある間は障害基礎年金を受け取ることができます。
- 遺族基礎年金** 平成27年度年金額 1,004,600円（子が1人いる配偶者の場合）（基本額 780,100円+子の加算額 224,500円）
 - ・国民年金に加入中の人が亡くなったとき、その人に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が遺族基礎年金を受け取ることができます。
 - ・遺族基礎年金の支給は、子が18歳に到達する年度の末日まで（子に障害がある場合は20歳まで）です。

（注）年金を受け取るには、一定の要件が必要です。上記の年金額は、平成27年度の額です。

振り込まれん！ 特殊詐欺にご注意

1月28日、ふれあいグラウンドにおいて、さなごうちスポーツクラブグラウンドゴルフ部会の皆さんに「特殊詐欺、振り込まれん！」を合い言葉に、特殊詐欺防止講座を開催しました。

当日は、徳島東警察署から7人の署員とともに、年々巧妙化している振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害を佐那河内から出さないよう、詐欺の手法や、すぐに家族に相談してみるなどの対処方法について説明しました。

ホールポストの旗の先には、「暗証番号を教えない。カードを渡さない」など、特殊詐欺に注意を促す言葉が書かれていて、ホールポスト内にトマリになった時に、その言葉を署員と一緒に読んでもらうことで一層の注意喚起を行いました。



お知らせ

平成28年度 犬の登録および狂犬病予防注射について

このことにつきまして、次のとおり実施いたしますので、もよりの場所で登録と注射を行うようにしてください。

また、狂犬病予防法により、犬の登録、狂犬病予防注射は義務づけられていますので、飼い主は、必ず行うようにしてください。

- 実施日 平成28年4月6日（水）
- 料金 犬の登録（一頭につき）3,000円
狂犬病予防注射（一頭につき）3,000円
- 場所と時間



	場 所	時 間		場 所	時 間
宮 前 方 面	役 場	10:00~10:30	高 樋 ・ 嵯 峨 方 面	尾 境 集 会 所	10:00~10:20
	富 松 明 子 様 宅 横	10:40~11:00		寺 谷 生 活 改 善 セ ン タ ー	10:30~10:50
	朝 宮 神 社	11:10~11:30		丸 田 集 会 所	11:00~11:20
	宮 前 公 民 館	11:40~12:00		徳島市農協佐那河内支所嵯峨出張所前	11:30~11:50
	岡 山 勝 明 様 宅 前	13:10~13:30		天 一 神 社	13:10~13:30
	桜 集 会 所	13:40~14:00		佐 々 木 稔 様 宅 前	13:40~14:00
	長 山 絹 恵 様 宅 上	14:10~14:30		根 郷 集 会 所	14:10~14:30
	若 宮 神 社	14:40~15:00		徳島市農協佐那河内支所高樋事務所前	14:40~15:00

佐那河内村 総合教育会議



佐那河内村総合教育会議を2月3日午後3時から、農業振興センター2階会議室で開催しました。

総合教育会議は、平成27年4月1日に一部改正された【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】により、新たに設けられた会議であり、村長と教育委員会が教育行政の大綱や重点的に講ずべき施策などについて協議・調整を行う場としての位置づけがされているものです。

総合教育会議の実施により、村長と教育委員会が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたる事が期待されています。

全委員が出席し、(1)佐那河内村総合教育会議設置要綱(案)、(2)佐那河内村教育大綱(案)のそれぞれの議案について協議が行われ、2議案とも原案どおり承認されました。また、提出議案以外にも建設的な意見交換が行われ、午後4時30分閉会しました。

議会行事出席報告

〈 〉 場所・() 出席者

平成28年2月

2月1日	県町村議会議長会役員会	16:00～	〈ホテル千秋閣〉(仁羽議長)
4日	勝名地区監査委員総会・研修会	15:00～	〈ホテル千秋閣〉(井開・瀧倉監査委員)
5日	市町村トップセミナー	13:30～	〈ホテルクレメント徳島〉(仁羽議長、岡本副議長、井開・瀧倉監査委員)
8日	議員協議会	13:30～	〈議会事務局〉(全議員)
8日	全員協議会	15:00～	〈農振センター〉(全議員)
9日	勝名地区町村議会議員研修会	15:00～	〈石井町中央公民館〉(全議員)
16日	県町村監査委員協議会総会・研修会	14:00～	〈ホテル千秋閣〉(井開・瀧倉監査委員)
19日	文教厚生常任委員会	13:30～	〈議会事務局〉(大岩・平岡・仁羽・瀧倉議員)
22日	〈 〉 平成27年度定例監査	9:00～	〈議会事務局〉(井開・瀧倉監査委員)
24日	村農業委員会総会	15:00～	〈農振センター〉(加藤議員)
24日	国保運営協議会	19:30～	〈農振センター〉(大岩・平岡議員)
25日	定例監査講評	9:00～	〈議会事務局〉(井開・瀧倉監査委員・仁羽議長)
25日	2月例月出納検査	10:00～	〈議会事務局〉(井開・瀧倉監査委員)
26日	総務産業建設常任委員会	13:30～	〈議会事務局〉(新居・石本・加藤・岡本議員)

職員人事異動

(平成28年1月25日付)

教育長 福岡 俊和

よろしくお願いいたします。



災害に備える

2月9日、農業振興センターにおいて、中辺・馬越・新町の各常会の皆さんとJA徳島市職員による防災講座を開催しました。

徳島県の地域連携・企業防災推進モデル事業補助金を利用したこの事業で、徳島地方気象台から講師をお招きし、「防災気象情報の有効な活用方法 まさかとは、いつかに」と題してお話していただきました。

「気象庁が発表する防災気象情報には、発令する基準があり、警報は重大な災害がおこるおそれのあるときに発令している。大雨警報の発表中に土砂災害の危険度が高まった市町村に対して、徳島県と共同で土砂災害警戒情報を出している。防災気象情報の有効な活用方法があり、気象庁のホームページを利用して、最新の情報を取得し、避難行動をとるときには早めの行動や避難場所・避難ルートの確認をしてほしい。30年以内に70%程度の高い確率で発生が予想されている南海トラフ地震への備えとして、佐那河内では海は無いが、徳島市などに外出した際には、津波にあうおそれがある。津波は深いところではジェット機に匹敵するほどのスピードがあり陸地に近づくと波高が高くなる。津波が見えてから避難しても間に合わない。地震が起こったらすぐに避難をしなければいけない。

まさかこんなことが起こると思わず、いつかは起こるという心構えで災害に備えることが重要。自分の身は自分で守る準備を進めてほしい。」と、日ごろから災害に備える大切さを話していただきました。

続いて、本村における避難所開設の基準や対応と

して、7月16日から17日にかけて襲来した台風11号を具体例にして、大雨洪水警報が発令された際に、一人暮らしされている高齢者などの家に電話をかけ、危険が迫る前に避難所に移動してもらえるよう呼びかけを行ったことや、避難準備情報が発令され、全村民に対して避難勧告を呼びかけたことなどを説明しました。

講義のあとは、各集会所に移動し、家具固定訓練として、食器棚の固定を学びました。また、万一災害が発生した場合への備えとして、災害救助器具と応急救急キットを集会所の入り口付近に配備しました。



語り合い朗読会 『伝えたい村の話』

◎佐那河内村に伝わる昔話や村の暮らしをお伝えしようと、本「ふるさと佐那河内」を読んでみることにしました。◎朗読させて頂いて、茶話会みたいに、皆さんの知っている昔のこと、子どものころのことも語っていただけたらと思います。◎買ったけれど読んでいない人にも、おすすめです。◎

お茶しながらでも、立っても座っても腰掛けても、お楽にして耳を傾けてくだされば幸いです。◎これから月に一度、第3か第4の土曜の夜を予定しています。

◎佐那河内村の歴史が見えてきますでしょうか。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子



●期 日 3月19日(土) 19時～20時

●場 所 農振センター(2階小和室)

※連絡先 鈴木(090-2156-7935)

第16回 佐那河内ふれあいまつりが 開催されました！ 2月14日

今年も「佐那河内ふれあいまつり」が西ノハナ村民体育館及びその周辺で開催されました。
天候にも恵まれ、800人ほどの参加者で賑わいました。

文化作品展



今年も村民の力作が並びました。

やまなみ工房のリース作り体験や婦人会による防災スリッパ作り体験コーナーもあり、参加者は作品作りに真剣に取り組んでいました。

健康まつりコーナーでは、防災食のレシピ紹介や試食も振る舞われたたくさんの人でにぎわいました。

芸能発表会



今年の司会は、落語家の淀家萬月さん（よしもと高知に住みます芸人）にお願いしました。

落語の披露やマジックショー、トクシマインディゴウズの演奏など盛りだくさんの内容で来場者は楽しまれていました。

各種ブース



体育館前の広場では、生活グループやしゃくなげ市など11店舗によるバザーが行われました。

大抽選会は、品評会で最優秀賞を受賞した「さくらももいちご」をはじめ佐那河内村の特産品が景品となっており、にぎやかに行われました。

しゃくなげ市



ひなまつりリース作り体験♪



文化作品展



健康まつり



屋外ブース

手作りの
野菜たっぷり餃子は
早々に完売！

ご協力いただいた関係者の皆さま
誠にありがとうございました！

優秀農林産物品評会 & 表彰式

2月13日（土）に行われた品評会には、温州ミカン・冷蔵すだち・キウイフルーツ・さくらももいちご・菜の花・ねぎ・しいたけなど、総数144点の出品があり、関係機関の審査により厳正な審査が行われました。ご苦労され多数出品いただきました栽培農家の皆さん、大変ありがとうございました。



県知事賞受賞 温州みかんの部 青木 勝茂さん

各賞を受賞された皆さん
おめでとうございます



品評会に出品された農林産物は、午後1時から行われた農林産物即売会において販売されました。

佐那河内産のおいしい農林産物が安価で買えるとあって、来場者は列をなして買い求めていました。

1/21
(木)

人権擁護委員と中学生交流



佐那河内中学校において毎年恒例となった、本村の人権擁護委員と佐中人権委員との交流会では、今年は徳島地方務局事務局と役場職員も一緒に交流しました。



法務局での業務の説明や、人権擁護委員の活動内容の説明のあと、いじめ問題や日ごろ自分が感じていることを人権委員一人ひとりに気持ちを伝えてもらい、人権擁護委員からアドバイスをいただき、有意義な時間を過ごしました。

1/30
(土)

ベートーベン 第九演奏会

徳島県では、東京オリンピック・パラリンピックでの「文化プログラム」をみすえ、「第九」アジア初演100周年（2018年）さらには、ベートーヴェン生誕250年（2020年）に向けての機運を醸成するため、アスティとくしまにおいて、大規模な第九演

奏会が開催されました。とくしま記念オーケストラの演奏のもと、総勢1800人が世界に広がれ！とくしま“歓喜の歌”合唱団として、また、LOVE 佐那河内ハーモニーから6人が参加し、歌声を披露してきました。



2/2
(火)

さくら咲く！もくひょうもって！いっちごうかく！



JA いちご部会青年部の栗坂さんと谷淵さんが中学校を訪れ、これから受験に臨む3年生に、さくらももいちごを差し入れていただきました。大きなさくらももいちごを1

粒ずついただき、みんなで「さくら咲く！もくひょうもって！いっちごうかく！」と、掛け声をかけて食べました。

3年生を代表して彦上諒くんから「より勉強に励んで全員合格できるように頑張ります。」と力強くお礼の言葉が述べられました。



2/3
(水)

保育所の節分

保育所で豆まきをしました。

「おにのパンツ」のパンツや、節分についての話を老人会・若柳会のお年寄りと一緒に聞きました。

保育士がオニに扮した劇中では、子どもたちは劇の内容もそっちのけで逃げたり泣いたり!!

負けじと新聞紙で作った豆を投げてオニを退治しようとする子もいました。

最後はみんなに幸せが訪れるようにと、福の神も来てくれました。今年一年、みんなが健康で幸せに暮らせますように♪



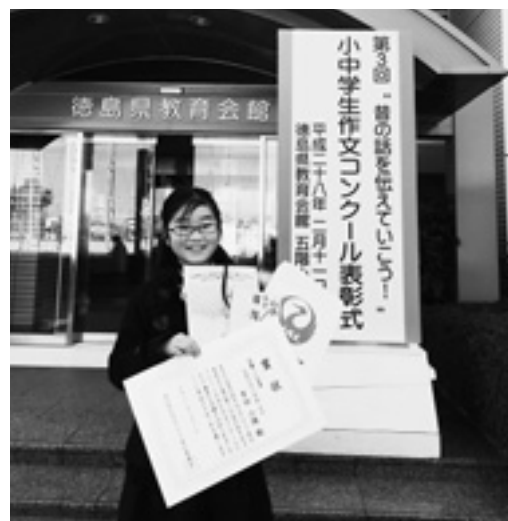
2/11
(木)

多田小陽さん(佐小5年) 金賞に輝く

昔の話を伝えていこう実行委員会主催の、「第3回昔の話を伝えていこう小中学生作文コンクール」において、昨年の銀賞につづいて、金賞を受賞されました。

多田さんは、近所の前野さんにたくさんの昔話を教えてもらったことを作文に書かれました。

牛には田畑を耕す力仕事の手伝いや、木材を運んでもらうために、わらじを編んで毎日のように履かせていたこと、馬には山で切り倒した木材を運んでもらったこと、50年前は家族の一員のように大切に牛や馬を飼っていたことなどが作文につづられています。



2/13
(土)

佐那河内合唱団「さなごうち」金賞受賞

あわぎんホールにおいて開催された第21回徳島県合唱アンサンブルコンテストに、佐那河内合唱団「さなごうち」が出場し、金賞およびさわやか賞を受賞しました。

「さなごうち」は、佐那河内中学校出身の有志で結成され、今回で3回連続の受賞となりました。コンテストでは「アニエスデイ」「ぜんぶ」「スワニー河」を8人が心を合わせて美しい声で歌い上げました。



メンバー

吉永晴香さん 笠井彩香さん 栗野真美さん 新居千奈美さん
松尾有紗さん 松尾春香さん 齋藤百音さん 山崎美和さん

地域おこし協力隊



むねかた まさあき

宗像 正章

古代米味噌

村民の皆さん、こんにちは、宗像です。光が穏やかになり、ユキヤナギに、レンギョウにと春を導く花も開き、明るくなってきましたね。日本社会の年度はまだですが、自然界ではすでに転換点を過ぎ、次の展開に入ってきました。

2月半ば過ぎに、古代米味噌の製造に携わりました。主役は村内のお母さん世代、共に先輩の熟練者の指導を受けながら、進めました。「携わる」と書きましたが、私の役割は、各工程で

の運搬と記録の係と言ったほうが正確で、勉強の域を出ていません…。

米を洗い、水につけたうえで蒸し、種こうじをつけて、発酵させる。そのうえで、蒸した大豆や食塩と混ぜ、味噌練り器にかけ、樽に入れて寝かす。言葉で書けば数行で終わりますが、赤米と黒米を別々に扱い、仕込むところまで7日間かかりました。

麹菌は生き物、外気など環境の影響も受け、古代米は玄米ということで、不安もありましたが、皆で発酵の度合いを探りながら、時間と温度のさじ加減（つまみの調整）を変え、進めました。判断するには難しいところもありますが、そこがまた、おもしろい点ともいえます。香りがよくなっていく過程を、わくわくして眺めていました。

でき具合は熟成期間を経て、来年のお楽しみということになります。作る途中でつまみ食いした時の感触では…「こうじの甘み」と「味噌の色合いと風味」に、赤米と黒米、それぞれの特長が出てきそうです。世代を超えたみなさんの協力のおかげで、魅力的な逸品となりそうな予感がします。正式に商品として日の目を見るのは、1年以上先になりますが、どうぞご期待ください。

地域おこし協力隊の任期も、残すところ1か月足らずとなりました。佐那河内村には魅力ある産物が沢山ありますが、加工品として世に売り出したのは、一部に留まりました。これからも、追求は続きます。任期を終えても商品開発や人事交流などに、何らかの形で取り組んでいく所存です。



古代米みそ蔵へ



いのうち つぐみ

井内 亜実

ふれあいまつりお疲れさまでした

皆さんこんにちは。ふれあいまつりお疲れさまでした。私は協力隊の活動報告を展示しましたが見ていただけたでしょうか。

当日は悪天候になるとの予報でしたが、お天気に恵まれて本当に良かった！お日さんもお出てきて温かい一日となりましたね。

展示やブースを回っていると、どこに行っても知っている人に会え、いろんな人が温かく声を掛けてくれて、佐那河内に来てもうすぐ1年になりますがこんなにもたくさんの人と出会えたんだなと感じ、とても嬉しく思いました。

ました。

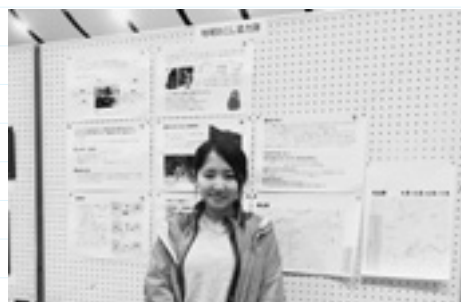
さて、ふれあいまつりの農林産物即売会でおもしろい柑橘果実を購入しました。文旦の仲間でチャンドラポメロというそうです。こんな柑橘類があるって皆さんで存じでしたか？私は名前を聞くのも見るのも初めてでとにかくその大きさにびっくり！衝撃的でした。なんと重さ1600gもありました。

調べてみるとチャンドラポメロは文旦とグレープフルーツの交雑種で、東南アジアのほうでは有名な柑橘らしいです。日本ではほとんど流通していない超希少品種なんだとか。3月の終わり頃まで置いといた方がおいしいよ、と教えてもらったのでまだ食べていないのですが、強いすっぱさは無く、とても食べやすいすっきりした甘さなんだそうですよ。

3月の終わりまで待ち遠しい！！外側の黄色い皮はマーマレードに、甘皮は砂糖漬にしたりして食べることができるそうなので、1個でいろいろ楽しめそうです。JAの直売所でも販売しているそうですよ。



ふれあいまつり。野菜販売の様子。あい！



ふれあいまつり展示

村育通信

Vol.6

小学6年生の皆さん、ご卒業おめでとうございます。

4月からは、いよいよ中学生ですね。中学校では、算数が数学と名前が変わるように、学問のとびらを開くこととなります。そのとびらの向こうには、いろいろな角度から、より多くの見方・考え方を学ぶためのものが用意されています。中学校の学習は、同じ物でも、見方を変えると、全く違う物に見えるのだということを気づかしてくれます。

例えば、“ $5 - 3$ ”これは何算でしょうか？引き算？でも、見方を変えると…

この続きは、中学校の『未来へひろがる数学』で学習してくださいね(^^)

中学3年生の皆さん、ご卒業おめでとうございます。

地域の仲間と学んだ義務教育の期間も、これで終了しました。これからは、佐那河内村の外に出ることが多くなると思います。卒業生の一人ひとりが、より専門的な視点で、さらに多くの見方・考え方を学びます。また、大切な仲間との出会いも増えてきます。同じ地域の仲間から、自分と志を同じくする仲間との出会いへと変わってきます。

佐那河内村から出て、多くの人と出会い、多くの見方・考え方を学び、そして、中学の時とは違う、外からの視点で、みんなの故郷である佐那河内村を見てください。同じ佐那河内村が、中学生の時とは違って見えることでしょう。今まで気づかなかった佐那河内村の素晴らしいところが発見できたり、この先みんなが暮らす佐那河内村に必要な物も見えてくることと思います。自分が、見たいこと、知りたいこと、やってみたいこと、一生懸命生きることを学んでください。

また、これから佐那河内村の外で学ぶ卒業生の皆さんに、忘れないでほしいことがあります。

それは、『みんなには、帰ることのできる最高の場所があり、迎えてくれる最高の人たちがいる。』ということです。

放課後授業などで、中3の生徒たちと関わる機会がありましたが、みんなのクラス、同級生はホンマに仲が良い！本当に素晴らしい仲間だと思います。この15年間で作られた同級生の絆は、他では手に入れることのできない最高の宝物です！

この絆という宝物は、自分一人の力では手に入りません。自分の隣にいる同級生と、保育所・小学校・中学校と関わってくださった全ての先生と、いつも子どもたちのことを考えて動いてくださった保護者の皆さまと、そして、この佐那河内村の環境がなければ、こんなに仲の良いクラスの絆は作られなかったことでしょう。

どうか一度は、寝る前に目を閉じて、同級生の顔、今までの先生の顔、親の顔、佐那河内村で一番思い出に残っている風景を思い出して、心の中で「ありがとう」と言ってみましょう。きっと、みんなのこと、佐那河内村のこと、自分が得た“最高の同級生”という一生の宝物が、いかに素晴らしいものかがわかることでしょう。

楽しい経験は人を明るくします。悲しい経験は人を優しくします。楽しさも悲しさも一生懸命経験して、未来の佐那河内村も、明るく優しい村であり続けられますように頑張ってください。

村育推進協議会 会長 日下 輝彦



障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律 障がい者差別解消法 が制定されましたⅡ

先月号の広報にて、平成28年4月1日に施行される「障がい者差別解消法」の概要について、お知らせいたしました。

今回は、本法のポイントと、Q&Aについてお知らせいたします。

引用 内閣府 HP

本法のポイント 「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

※民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

	不当な差別的取扱い	障がい者への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体など	禁 止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	法的義務 障がい者に対し、合理的配慮を行わなければならない。
民間事業者（※） ※民間事業者には、個人事業者、NPOなどの非営利事業者も含まれます。	禁 止 不当な差別的取扱いが禁止されます。	努力義務 障がい者に対し、合理的配慮を行うよう努めなければならない。

障がい者差別解消法 Q&A

① 「合理的配慮」の具体的な例を教えてください。

A どのような配慮が合理的配慮に当たるかは個別のケースで異なります。

典型的な例としては、車いすの人が乗り物に乗る時に手助けをすることや、窓口で障がいのある人の障がいの特性に応じたコミュニケーション手段（筆談、読み上げなど）で対応することなどが挙げられます。

② 日常生活の中で個人的に障がいのある人と接するよう

な場合も、この法律の対象になるのですか。また、個人の思想や言論も規制されるのでしょうか？

A 個人的な関係や、思想、言論といったものは対象にはしていません。

この法律では、国の行政機関や地方公共団体、民間事業者などを対象としており、一般の人が個人的な関係で障がいのある人と接するような場合や、個人の思想、言論といったものは、対象にしていません。

③ 民間事業者による取組がきちんと行われるようにする仕組みはあるのでしょうか？

A 民間事業者の事業を担当する大臣から、事業者に対して報告徴収、助言・指導、勧告を行うことができます。

この法律では、同一の民間事業者によって繰り返し障がいを理由とする差別が行われ、自主的な改善が期待できない場合などには、その民間事業者の事業を担当する大臣が、民間事業者に対し、報告を求めることや、助言・指導、勧告を行うことができることにしています。

基本方針と対応要領・対応指針

基本方針とは、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するために作成するものであり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策の基本的な方向などを定めるものです。

また、「対応要領」・「対応指針」は、行政機関等ごと、分野ごとに定められるものであり、当該行政機関等、当該分野における障がいを理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や合理的配慮として考えられる好事例などを示すものです。

佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会

さなごうちスポーツクラブ案内

4月

〈農振センター〉 2階和室

健康体操教室
20：00～21：00

〈村民体育館〉

卓 球
19：30～21：00
※バドミントン
20：00～22：00

※印の種目は活動費が必要です。

- ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

●お問い合わせ●

さなごうちスポーツクラブ事務局（教育委員会内）
☎679-2817 IP 5006

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
					バドミントン	
3	4	5	6	7	8	9
			卓 球		バドミントン	
10	11	12	13	14	15	16
	健康体操教室				バドミントン	
17	18	19	20	21	22	23
			卓 球		バドミントン	
24	25	26	27	28	29	30
	健康体操教室				バドミントン	

シルバー人材センターからのお知らせ

平成28年2月末現在、35人の会員のご協力をいただき215件の仕事をこなすことができました。

力仕事だけでなく、手先の軽い仕事まで幅広く応じています。

シルバー仲間同士お誘い合わせのうえ、ご参加ください。

人材センターの会員になって、あなたの豊かな知識や経験を活かしてみませんか？生きがいを見つけてみませんか？

詳しくは、社会福祉協議会内シルバー人材センター事務局までお気軽にお問い合わせください。



平成28年度 会員募集中！

年会費 1,000円

シルバー人材センターに相談してみませんか！



平成27年度 歳末たすけあい事業

次の皆さんをお見舞いしました。

- ・在宅療養者（平成28年2月16日）……………25人
- ・低所得者（平成27年12月21日）……………7人
- ・母（父）子家庭（平成27年12月21日）……………10件
- ・長期入院者（平成28年3月3日）……………47人
- ・施設入所者（平成28年3月3日）……………62人
- ・施設訪問数……………20施設

みなさん喜んでくださいました。

ふれあいまつり協賛 献血事業

平成28年2月14日(日) 西ノハナ運動場

ご協力
ありがとうございました。

受付者数 47人	400ml	42人
	その他	5人

学童保育指導員登録制度のお知らせ

- ◎受付期間 平成28年3月15日～3月25日
- ◎登録の有効期間 雇用日から平成29年3月31日まで（更新あり）
- ◎賃金 時給800円～
- ◎勤務時間 学校開校日 14：30～18：00
振替休校日 8：00～18：00
土曜日、長期休校期間 8：00～18：00
- ◎申し込み方法 所定の用紙に必要事項を記入し、社会福祉協議会事務所に提出してください。（用紙は社会福祉協議会事務所にあります。）

◆詳しくは、社会福祉協議会までお問い合わせください。



●善意銀行だより●

●福本 透様……………金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

佐那河内村地域包括支援センターだより

3月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かしたり交流を楽しみましょう。皆さまの参加をお待ちしています。

3月23日(水) コーラス教室 ハイジ 13:30~15:00

3月23日(水) おしゃべりサロン 桜集会所 9:30~11:30

(都合の良い時間にお越しください)



おしゃべりや体操、紙芝居などを楽しんでいます。どの地区の人でも参加できます。楽しい時間を一緒に過ごしましょう。



2月26日(金)公開講座「認知症について」

2月26日(金) 健祥会ハイジにて医療法人かわせみ八多病院理事長の杉本順子先生と精神保健福祉士の中原忍さんをお招きし認知症についての公開講座を開催しました。杉本先生からは認知症の症状や治療・予防方法の説明がありました。中原さんからは病院への相談方法と受診する際のアドバイスをして頂きました。「あら」と思ったら早目に受診することや日頃の状況を控えておくことなどのポイントを学ぶことができました。

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内

■ 電話：679-3383

■ 担当：大西・平岡・佐々木

ありがとうございます。
ふるさと納税!

愛知県在住
森 本 常 二 さん

篤志によるご寄付を有効に使わせていただき、ふるさとさなごうちの更なる発展を期すとともに、今後とも皆さんからの村への熱き思いを心からお待ちしています。

「ふるさと納税」についての詳しいことは、出納室までお問い合わせください。

個人情報に関する内容のため削除しています。

日	曜	行 事 名	と き ・ と こ ろ	備 考
3/16	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ～11:00 所 追上駐車場	
		ふれあい昼食会	時 11:00～14:00 所 農振センター 1 階	
22	火	離乳食講習会	時 10:00～12:00 所 農振センター 2 階	
		可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00～ 所 追上駐車場	
23	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ～11:00 所 追上駐車場	
24	木	修了式・離任式	所 小・中学校体育館	
25	金	平成27年度保育修了式	時 10:00～ 所 保育所	
29	火	戦没者追悼式	時 10:00～12:00 所 小・中学校多目的ホール	
		可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00～ 所 追上駐車場	
30	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ～11:00 所 追上駐車場	
4/5	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00～ 所 追上駐車場	
6	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ～11:00 所 追上駐車場	
		平成28年度保育所入所式	時 10:00～ 所 保育所	
8	金	第一学期始業式	所 小・中学校体育館	
9	土	佐那河内村事業報告会	時 13:30～ 所 ながお商店（予定）	
10	日	第45回河川一斉清掃	時 適宜 所 村内全域	
11	月	心配ごと相談・行政相談・人権擁護相談	時 9:00～12:00 所 農振センター 1 階会議室	
		小学校入学式	所 小・中学校体育館	
		中学校入学式	所 音楽室	
12	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00～ 所 追上駐車場	
13	水	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 ～11:00 所 追上駐車場	
		粗大廃棄物・古紙などの収集	時 ～11:00 所 追上駐車場	



春を待つ ころろ 見つけた～

もうひと月もすれば
窓の向こうのこの景色は激変している
目の前の森は今冬枯れて
生命はカラカラに乾いている
けど、もう少しほんのもう少しで
緑は突然溢れだし
うねる奔流になって山も谷も覆いつくす

けど、冬枯れの森もいいもんだ
ガラ～ンとしてひ～っそりして冷たくて



な～んにもなくて

何もない…？
そういえばちがうか…
何かある何か感じる…
たしかに向うにはなにもない
けどこっちは…
こっち？体の中？心？
…期待？…待っている？

♪春を待～つ心～ペチカに燃やそう～
あわれ東(ひんがし)に～オオロラ～ 哀し～♪
(豆板敏男)



魚のお茶漬

～たまにはぜいたくなお茶漬を～

《作り方》

- ①米は普通に炊く。
- ②ブリに塩をふり焼いておく。
- ③だしを取り、調味料(A)と合わせておく。
- ④ご飯を器にいれ、上にブリをおき、葱のみじん切りとゆずを乗せ、食べる時に③をかける。

★ポイント★

魚をほぐしながらお汁と混ぜるとほどよい味になる。
ブリのかわりに鯛など応用し干物を焼いてほぐしても良い。



《材料(4人分)》

米	240 g	A	だし汁	500cc
ブリの切身	4 切		みりん	小1 弱
塩	少々		しょうゆ	大1 弱
細葱	6 g		ゆず(みじん切りまたはすりおろし)	

しあわせごはん♪

ヘルスメイト(食生活改善推進員)のおすすめレシピ

1人当たり
栄養成分

エネルギー
炭水化物

326kcal
48.1 g

蛋白質
塩分

13.0 g
1.0 g

脂 質

7.6 g

No.84